

注 記 事 項

[重要な会計方針]

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(令和3年9月21日改訂)並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するQ&A」(令和4年3月最終改訂)(以下「独立行政法人会計基準等」という。)を適用して、財務諸表等を作成しております。なお、独立行政法人会計基準等のうち、時価の算定に係る改訂内容は令和4事業年度から、収益認識に係る改訂内容は令和5事業年度から、それぞれ適用します。

1. 減価償却の会計処理方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|-------|-------|
| 建物 | 5～50年 |
| 構築物 | 2～17年 |
| 器具・備品 | 2～19年 |

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3)リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の退職給付に備えるため、退職一時金に係る退職給付債務の見込額は、簡便法(事業年度末における当機構退職手当支給規程に基づく自己都合退職金要支給額の全額を計上する方法)に基づき計上しております。

3. 賞与引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 償却原価法(定額法)によっております。

5. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 最終仕入原価法による低価法を採用しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金は、手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

7. 消費税の会計処理

消費税の会計処理は、税込方式によっております。

[貸借対照表関係]

(有形固定資産に係る資産除去債務に関する事項)

<資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの>

(1) 当該資産除去債務の概要

当法人の事務室に係る不動産賃借契約に基づく退去時における原状回復義務および国有財産使用許可に基づく騒音斉合施設解体時の原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

不動産賃借契約に基づく原状回復義務に要する費用および国有財産使用許可に基づく騒音斉合施設解体時の原状回復義務に要する費用を合理的に見積り、資産除去債務を算定しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の期中における増減内容

| | |
|------|--------------|
| 期首残高 | 16,835,500 円 |
| 新規計上 | 2,507,685 円 |
| 期末残高 | 19,343,185 円 |

<貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務>

(1) 当該資産除去債務の概要

当法人が騒音斉合施設を設置するため国有財産法に基づき使用許可又は貸付契約により使用又は賃借している土地に係る原状回復義務は、施設の撤去時期がおおむね決定している場合等を除き、資産除去債務を合理的に見積もることができないため、貸借対照表に計上しておりません。

(2) 当該資産除去債務を合理的に見積もることができない理由

当該債務に関連する国有財産(土地)の実質的な使用期間とそれに伴う返還時期は、施設の撤去時期がおおむね決定している場合等を除き、その時々々の社会情勢に適切に対処すべき国の航空行政の動向を踏まえたものにならざるを得ず、現時点でその債務の履行時期を特定すること及び除去費用の見積りが困難であり、資産除去債務を合理的に見積もることができません。

そのため当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

[行政コスト計算書関係]

1. 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

| | |
|-------|-----------------|
| 行政コスト | 1,064,506,274 円 |
| 自己収入等 | △986,501,903 円 |
| 機会費用 | 17,340,172 円 |

独立行政法人の業務運営に関して

| | |
|----------------|--------------|
| 国民の負担に帰せられるコスト | 95,344,543 円 |
|----------------|--------------|

2. 機会費用の計上方法

(1) 政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10 年利付国債の令和 4 年 3 月末利回りを参考に 0.21%で計算しております。

(2) 無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用の計算に使用した利率

10 年利付国債の令和 4 年 3 月末利回りを参考に 0.21%で計算しております。

(3) 国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生じる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、当機構退職手当支給規程に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

[損益計算書関係]

1 業務費の人件費内訳

| | |
|---------------|--------------|
| 役員報酬 | 12,654,175 円 |
| 給与手当 | 75,608,796 円 |
| 賞与及び賞与引当金繰入 | 26,942,711 円 |
| 法定福利費 | 19,268,348 円 |
| 退職給付費用 | 956,691 円 |
| 非常勤職員等給与及び手当等 | 7,832,692 円 |

2 業務費のその他経費のうち主要な費目及び金額

| | |
|--------|---------------|
| 賃借料 | 191,031,959 円 |
| 租税公課 | 35,220,700 円 |
| 修繕費 | 154,644,930 円 |
| 支払消費税 | 51,039,400 円 |
| 用地補償費 | 131,935,148 円 |
| 建物等補償費 | 44,070,242 円 |
| 業務委託費 | 32,335,347 円 |
| 助成費 | 11,027,485 円 |

3 一般管理費の人件費内訳

| | |
|--------------|--------------|
| 役員報酬 | 32,365,325 円 |
| 給与手当 | 56,414,106 円 |
| 賞与及び賞与引当金繰入 | 19,793,131 円 |
| 法定福利費 | 15,562,934 円 |
| 退職給付費用 | 2,022,610 円 |
| 非常勤職員給与及び手当等 | 2,691,638 円 |
| 福利厚生費 | 369,160 円 |

4 一般管理費のその他経費のうち主要な費目及び金額

| | |
|-------|--------------|
| 賃借料 | 28,358,016 円 |
| 業務委託費 | 8,662,525 円 |
| 水道光熱費 | 7,521,065 円 |

[キャッシュ・フロー計算書関係]

1. 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

| | |
|--------|----------------------|
| 現金及び預金 | 415,109,493 円 |
| 資金期末残高 | <u>415,109,493 円</u> |

2. 重要な非資金取引

| | |
|--------------------|-------------|
| ファイナンス・リースによる資産の取得 | 5,377,746 円 |
|--------------------|-------------|

[金融商品関係]

1. 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、政府、地方公共団体からの借入により資金を調達しております。

未収債権等に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程等に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、譲渡性預金を保有しており株式等は保有しておりません。

借入金等の使途は運転資金および事業投資資金であり、主務大臣により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：円)

| | 貸借対照表計上額 (*) | 時価 (*) | 差額 |
|-----------------------|---------------|---------------|-----------|
| (1) 現金及び預金 | 415,109,493 | 415,109,493 | - |
| (2) 有価証券 | 1,400,000,000 | 1,400,000,000 | - |
| (3) 未払金 | (9,279,936) | (9,279,936) | - |
| (4) 一年内返済予定借入金及び長期借入金 | (27,648,000) | (27,570,930) | 77,070 |
| (5) 預り敷金・保証金 | (533,814,413) | (531,132,850) | 2,681,563 |

(*)負債に計上されているものについては、()で示しています。

(*)預り敷金・保証金は流動負債に計上されているものを含んでおります。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項

(1)現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

これは満期保有目的の債券として保有しており、貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位：円)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|--------------------|-------|---------------|---------------|----|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | - | - | - | - |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 譲渡性預金 | 1,400,000,000 | 1,400,000,000 | - |
| 合計 | | 1,400,000,000 | 1,400,000,000 | - |

[賃貸等不動産関係]

当法人は、空港周辺整備計画に基づく再開発整備事業を実施するため、福岡空港の周辺に騒音斉合施設等を有しております。これらの賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は次のとおりであります。

(単位:円)

| 貸借対照表計上額 | | | 当期末の時価 |
|---------------|-------------|---------------|---------------|
| 前期末残高 | 当期増減額 | 当期末残高 | |
| 1,294,377,432 | △69,706,464 | 1,224,670,968 | 1,406,739,753 |

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期増減額のうち、主な増減額は次のとおりであります。

| | |
|------------------|--------------|
| 資産除去債務の新規計上による増加 | 2,507,685 円 |
| 減価償却による減少 | 72,214,149 円 |

(注3) 当期末の時価は、国土交通省の建設工事費デフレーターの変動率に基づいて当法人で算定した金額であります。

また、賃貸等不動産に関する令和4年3月期における収益及び費用等の状況は次のとおりであります。

(単位:円)

| 賃貸収益 | 賃貸費用 | その他損益 |
|-------------|-------------|-----------|
| 619,897,324 | 611,505,630 | 4,068,283 |

(注) その他損益には、財務損益を含んでおります。

[退職給付関係]

1. 採用している退職給付制度の概要

当法人は、役職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用しております。当該制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---------------|-------------|
| 期首における退職給付引当金 | 5,779,067 円 |
| 退職給付費用 | 2,979,301 円 |
| 期末における退職給付引当金 | 8,758,368 円 |

(2) 退職給付に関連する損益

| | |
|----------------|-------------|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 2,979,301 円 |
|----------------|-------------|

[その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報]

当法人が実施している環境対策事業については、「福岡空港特定運営事業等実施方針」(平成 29 年 3 月 24 日国土交通省航空局)により、周辺地域の理解を得る観点から、滑走路増設事業の完了(令和 7 年 3 月 予定)から 4 年後(令和 11 年 3 月)に予定されている当法人の廃止までの間、経過措置として国及び当法人が費用を負担して実施することになっております。